都道府県知事	第二十一条	第二十二条第一項
電子証明書の発行に係る電子計算機処理等（旧公的個人認証法第十七条第三項第三号に規定する電子計算機処理等をいう。以下この表において同じ。）に関する事務又は認証業務情報（旧公的個人認証法第二十条第一項に規定する認証業務情報をいう。以下この表において同じ。）の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員であった者		
都道府県知事から電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者又は当該委託を受けた者の役員若しくは職員であった者	第二十二条第二項	
電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員であった者	第二十三条第一項	
市町村長から電子証明書の提供に係る電子計算機処理等の委託を受けた者であった者又は当該委託を受けた者の役員若しくは職員であった者	第二十三条第二項	
都道府県知事の委託を受けて行う電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に従事していた者	第二十四条第一項	
市町村長の委託を受けて行う電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事していた者	第二十四条第二項	
受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する署名検証者等（旧公的個人認証法第十八条第一項に規定する署名検証者等をいう。以下この表において同じ。）であった者又は当該署名検証者等の役員若しくは職員であった者	第二十七条第一項	
署名検証者等から受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者であった者又は当該委託を受けた者の役員若しくは職員であった者	第二十七条第二項	
受領した回答の電子計算機処理等に関する事務に従事する署名確認者（旧公的個人認証法第十七条第五項に規定する署名確認者をいう。以下この表において同じ。）であった者又は当該署名確認者の役員若しくは職員であった者	第二十七条第三項において準用する同条第二項	第二十八条第一項
署名確認者から受領した回答の電子計算機処理等の委託を受けた者であった者又は当該委託を受けた者の役員若しくは職員であった者	第二十七条第三項において準用する同条第一項	第二十八条第二項において準用する同条第一項
署名確認者の委託を受けて行う受領した回答の電子計算機処理等に関する事務に従事していた者	第二十八条第二項において準用する同条第一項	第四十一条第一項
指定認証機関の役員又は職員（旧公的個人認証法第三十九条第一項に規定する認証業務情報保護委員会の委員を含む。）であった者	第四十一条第一項	
指定認証機関から電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者であった者又は当該委託を受けた者の役員若しくは職員であった者	第四十一条第二項	
指定認証機関の委託を受けて行う電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に従事していた者	第五十三条第一項において準用する第二十四条第一項	

6　旧公的個人認証法第三十四条第四項に規定する発行手数料及び同条第五項に規定する情報提供手数料であって、第三号施行日においてまだ収受されていないものについては、なお従前の例による。

7　第三号施行日において現に旧公的個人認証法第四十五条の規定により指定認証機関が保存している帳簿は、新公的個人認証法第四十条の規定により機構が保存する帳簿とみなす。

8　第三号施行日において現に旧公的個人認証法第四十六条第一項の規定によりされている命令又は旧公的個人認証法第四十七条第一項若しくは第五十六条第一項の規定によりされている報告の求めは、それぞれ新公的個人認証法第四十二条の規定によりされた命令又は新公的個人認証法第四十三条第一項若しくは第六十六条第一項の規定によりされた報告の求めとみなす。

9　第三号施行日において現に旧公的個人認証法第五十三条第一項において準用する旧公的個人認証法第二十九条第一項の規定により指定認証機関に対してされている開示の請求又は旧公的個人認証法第五十三条第一項において準用する旧公的個人認証法第三十一条第一項の規定により指定認証機関に対してされている訂正等の求めは、それぞれ新公的個人認証法第五十八条第一項の規定により機構に対してされた開示の請求又は新公的個人認証法第六十一条第一項の規定により機構に対してされた訂正等の求めとみなす。

10　第三号施行日において現に都道府県知事又は指定認証機関（機構を除く。以下この項において同じ。）が認証事務等（旧公的個人認証法第三十六条第一項第一号に規定する認証事務等をいう。以下この項において同じ。）を行っている場合における当該都道府県知事又は当該指定認証機関から機構に対する認証事務等の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

第三十三条　不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第二条第三号を削る。

（児童手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条　児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号及び第四号を次のように改める。

三及び四　削除

附則第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

第三十三条及び第三十四条　削除

（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第三十五条　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第二十六号及び第二十七号を削る。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十六条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第百二十六条を次のように改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第百二十六条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項中「又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による」を「第七十六条の退職等年金給付、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条第一項、第二項、第四項若しくは第七項若しくは第三条の二の年金である給付又は被用者年金制度の一元化等を図るための